都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について										
		１．就学援助制度の周知方法										
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	
30	30	20	19	7	14	12	15	29	0	3	10	10
三重県	津市	○	○			○		○			○	・就学時健康診断の案内を送付する際に就学援助制度の書類を同封し配布　・外国籍児童向けの就学ガイダンスにて就学援助制度を周知 ・一人親親家庭に対し、福祉部局から配信されているメルマガに就学援助制度を掲載
三重県	四日市市	○	○		○	○	○	○			○	申請の受付を開始する際、保護者連絡ツールにお知らせ文とホームページのリンクを掲載
三重県	伊勢市	○	○			○		○			○	・令和7年度小学校新入学のお子さんがいる家庭のみ、制度案内・申請書一式を郵送（令和6年12月中旬） ・「伊勢市の子育てハンドブック」に掲載
三重県	松阪市	○	○		○	○	○	○				
三重県	桑名市	○	○		○	○		○				
三重県	鈴鹿市	○	○		○	○		○				
三重県	名張市	○	○	○	○		○	○				
三重県	尾鷲市	○	○				○	○			○	福祉保健課でも就学支援制度の書類を配布し、年度途中該当者へ周知
三重県	亀山市	○	○	○				○		○		
三重県	鳥羽市	○	○		○	○	○	○				
三重県	熊野市		○		○	○		○				
三重県	いなべ市			○				○			○	前年度受給者については個別に申請案内配布
三重県	志摩市	○						○			○	就学時健康診断の結果とともに配布

| | | | | | | | | | |

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																																				
		１．就学援助制度の周知方法																																				
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）						（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）										（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月の翌月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安掲等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
30	30	20	19	7	14	12	15	29	0	3	10	10	0	1	29	0	0	0	11	7	12	0	0	0	1	1	1	8	7	22	19	10	1	1
三重県	伊賀市	○	○		○		○	○							○				○											○	○	○			
三重県	木曽岬町			○		○		○							○					○										○					
三重県	東員町						○	○							○				○														○		
三重県	菰野町	○	○			○	○	○							○						○									○	○				
三重県	朝日町	○		○		○		○		○					○						○									○	○				
三重県	川越町	○		○	○			○							○					○										○	○	○			
三重県	多気町	○			○		○	○							○					○								○	○	○	○				
三重県	明和町	○	○	○		○		○			○	町のLINEで周知			○					○							○	Logoフォームよりオンライン申請	○		○	○			
三重県	大台町						○	○			○	前年度受給者に直接郵送		○					○											○	○	○			
三重県	玉城町		○				○	○							○					○											○				
三重県	度会町	○	○		○			○			○	新入学説明会で教育委員会職員による制度説明。			○					○									○							
三重県	大紀町				○			○			○	各学校を通じて保護者全員に書面にて通知			○				○												○			○	各学校で制度に該当する保護者に働きかけをしてもらう。（保護者面談や転入時等）
三重県	南伊勢町	○	○		○			○		○					○				○													○			

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																																				
		１．就学援助制度の周知方法																																				
		（１）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）											（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○）						（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）											（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ．各学校で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安掲等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
30	30	20	19	7	14	12	15	29	0	3	10	10	0	1	29	0	0	0	11	7	12	0	0	0	1	1	1	8	7	22	19	10	1	1
三重県	紀北町		○		○		○								○						○									○	○					
三重県	御浜町						○	○							○				○												○					
三重県	紀宝町		○				○	○							○				○												○					
三重県	[illegible]	○					○	○							○					○									○	○	○	○					

| 都道府県 | 市区町村名 | 2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）
令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況
（あてはまるもの1つに○） | | |

| 都道府県 | 市区町村名 | 2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）
令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況
（あてはまるもの1つに○） | | |

| 都道府県 | 市区町村名 | 2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）
令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況
（あてはまるもの1つに○） | | |

都道府県	市区町村名	<中学校>（1） 実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
30	30	30	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	2	1	7	20	0	0	0	0	0	0	0
三重県	津市	○							○											○							
三重県	四日市市	○							○										○								
三重県	伊勢市	○							○											○							
三重県	松阪市	○							○										○								
三重県	桑名市	○							○											○							
三重県	鈴鹿市	○							○											○							
三重県	名張市	○							○										○								
三重県	尾鷲市	○							○										○								
三重県	亀山市	○							○											○							
三重県	鳥羽市	○							○											○							
三重県	熊野市	○							○									○									
三重県	いなべ市	○							○											○							
三重県	志摩市	○							○											○							

都道府県	市区町村名	<中学校>（1） 実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ．令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ．令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
30	30	30	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	2	1	7	20	0	0	0	0	0	0	0
三重県	伊賀市	○							○											○							
三重県	木曽岬町	○							○											○							
三重県	東員町	○							○											○							
三重県	菰野町	○							○											○							
三重県	朝日町	○							○										○								
三重県	川越町	○							○										○								
三重県	多気町	○							○								○										
三重県	明和町	○							○											○							
三重県	大台町	○							○											○							
三重県	玉城町	○							○											○							
三重県	度会町	○							○											○							
三重県	大紀町	○							○											○							
三重県	南伊勢町	○							○											○							

都道府県	市区町村名	<中学校>（1） 実施・検討状況について						<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										<中学校>（5）（1）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
30	30	30	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	2	1	7	20	0	0	0	0	0	0	0
三重県	紀北町	○							○										○								
三重県	御浜町	○							○											○							
三重県	紀宝町	○							○											○							
三重県	[illegible]	○							○								○										

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																				（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク、PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ、市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ、離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト、その他	係数（倍率）	係数（倍率）			令和６年度
																						倍	倍			
30	30	17	17	11	11	8	14	5	1	5	5	1	1	2	4	11	7	7	0	3	4	24	0	4	0	30
三重県	津市	○	○				○										○					1				0
三重県	四日市市	○															○			○		1				0
三重県	伊勢市															○						2				0
三重県	松阪市		○	○	○	○	○									○				○		1				0
三重県	桑名市	○	○	○	○	○	○																			0
三重県	鈴鹿市	○	○	○			○	○									○					2				0
三重県	名張市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					○	1		前年の所得税が非課税である世帯		0
三重県	尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○		○	○							○				1				0
三重県	亀山市	○																○				2				0
三重県	鳥羽市						○									○						2				0
三重県	熊野市		○		○		○																			0
三重県	いなべ市	○	○															○		○		1				0
三重県	志摩市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1				0

都道府県		3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																				（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク、PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ、市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ、離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト、その他	係数（倍率）	係数（倍率）			令和６年度
																						倍	倍			
30	30	17	17	11	11	8	14	5	1	5	5	1	1	2	4	11	7	7	0	3	4	24	0	4	0	30
三重県	伊賀市	○															○					1				0
三重県	木曽岬町	○																○				1				0
三重県	東員町		○	○												○						1				0
三重県	菰野町	○	○													○						1				0
三重県	朝日町															○						1				0
三重県	川越町															○						1				0
三重県	多気町															○						2				0
三重県	明和町	○	○						○			○	○	○			○					2				0
三重県	大台町																	○				2				0
三重県	玉城町																○	○				2				0
三重県	度会町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○						○			その他（経済的な理由により、就学が困難であるなど）		0
三重県	大紀町	○	○	○	○	○	○														○			経済的な理由により、就学が困難である場合に申請できる。 （民生委員の所見が必要）		0
三重県	南伊勢町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○			○				2				0

都道府県		3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																					（2） （1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
	市区町村名	ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および回安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			
																							倍	倍			令和６年度
30	30	17	17	11	11	8	14	5	1	5	5	1	1	2	4	11	7	7	0	3	4	24	0	4	0	30
三重県	紀北町	○	○	○	○		○																			0
三重県	御浜町															○					○	2		特別な事情のため経済的に困窮し、就学援助を必要とする場合		0
三重県	紀宝町		○		○		○																			0
三重県	[illegible]															○						2				0

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

（2）補足事項

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
30	30	29	1	1	8	8	8	20	20	0	7	29	1	1	5	5	5	23	23	0	2
三重県	津市	○						○	11,630		選学用品費にまとめて支給	○						○	57,060		
三重県	四日市市	○						○	26,630		選学用品費にまとめて支給している	○						○	57,060		
三重県	伊勢市	○						○	11,630		学用品費・選学用品費・校外活動費をまとめて支給。	○						○	57,060		
三重県	松阪市	○						○	12,830			○						○	57,060		
三重県	桑名市	○						○	11,630			○						○	57,060		
三重県	鈴鹿市	○						○	11,630			○						○	57,060		
三重県	名張市	○						○	11,630			○						○	57,060		
三重県	尾鷲市	○						○	11,630			○						○	57,060		
三重県	亀山市	○						○	11,630			○						○	57,060		
三重県	鳥羽市	○						○	13,900			○						○	57,060		
三重県	熊野市	○			○	12,000	11,606					○						○	42,500		
三重県	いなべ市	○						○	11,630			○						○	57,060		
三重県	志摩市	○						○	11,640			○						○	57,060		

都道府県	市区町村名	通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
30	30	8	8	8	1	1	1	0	0	0	2	29	20	20	9	9	9	0	0	0	1	5	2	2	3	3	3	0	0	0	0	8	2	2	3	3	3	3	0	4	6	
三重県	津市											○	○	27,010																		○			○	15,000	12,499					
三重県	四日市市	○	○	21,840								○	○	27,222								○			○	11,000	8,105														
三重県	伊勢市											○	○	28,317																											
三重県	松阪市	○	○	0							支給実績なし	○	○	26,156																											
三重県	桑名市											○			○	22,690	22,512																									
三重県	鈴鹿市	○			○	40,020	40,020					○	○	28,850																											
三重県	名張市	○	○	16,000								○	○	19,774																										Ｒ７から支給なし	
三重県	尾鷲市											○			○	22,690	22,690																								学費費について：変更なし 学校給食費について：令和５年５月より、給食の無償化のため支援対象額0円なし	
三重県	亀山市	○	○	4,367								○			○	22,690	21,988																								学用品費及び通学費：途中認定については日割	
三重県	鳥羽市	○	○	20,920								○	○	33,298																											
三重県	熊野市	○	○	0								○	○	38,698																											なし。
三重県	いなべ市											○	○	19,867																											
三重県	志摩市											○	○	22,374																											

| 都道府県 | 市区町村名 | 5．令和７年度準要保護就学援助額 | | |

| 都道府県 | 市区町村名 | 5．令和７年度準要保護就学援助額 | | |

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
30	30	30	1	1	8	8	8	21	21	0	7	30	1	1	5	5	5	24	24	0	1	8	7	7	1	1	1	1	1	0	2	30	21	21	9	9	9	0	0	0	1	5	2	2	3	3	3	0	0	0	0	8	2	2	3	3	3	3	3	0	4	7
三重県	津市	○						○	22,730		通学用品費にまとめて支給	○						○	63,000														○	○	64,242																				○			○	15,000	13,443					
三重県	四日市市	○						○	37,730		通学用品費にまとめて支給している	○						○	63,000			○	○	35,732								○	○	62,884								○			○	10,000	8,791																	
三重県	伊勢市	○						○	22,730		学用品費・通学用品費・校外活動費をまとめて支給。	○						○	63,000														○	○	64,885																													
三重県	松阪市	○						○	23,930			○						○	63,000			○	○	0							支給実績なし	○	○	63,401																													
三重県	桑名市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	59,514																									
三重県	鈴鹿市	○						○	22,730			○						○	63,000			○			○	80,880	62,670					○	○	62,159																													
三重県	名張市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	33,000								○	○	59,162																												8月から支給なし	
三重県	尾鷲市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910																									写真費について：現物なし 学校給食費について：令和５年５月より、給食の無償化のため実質的徴収はなし
三重県	亀山市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	6,603				○	8,000			○			○	60,910	57,119																									学用品費及び通学費：逆中認定については目標
三重県	鳥羽市	○						○	25,000			○						○	63,000			○	○	46,982								○	○	71,947																													
三重県	熊野市	○			○	23,400	22,872					○						○	50,000			○	○	0								○	○	66,051																												なし
三重県	いなべ市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	64,088																													
三重県	志摩市	○						○	22,740			○						○	63,000													○	○	68,907																													

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
30	30	30	1	1	8	8	8	21	21	0	7	30	1	1	5	5	5	24	24	0	1	8	7	7	1	1	1	1	1	0	2	30	21	21	9	9	9	0	0	0	1	5	2	2	3	3	3	0	0	0	0	8	2	2	3	3	3	3	3	0	4	7
三重県	伊賀市	○			○	22,730	22,730					○						○	63,000			○	○	0								○	○	65,851																														通学費及び校外活動費（宿泊を伴うもの）については実施実績なし 給食費は無償化により支給なし
三重県	木曽岬町	○			○	22,730	22,414					○			○	63,000	58,917															○			○	60,910	60,910					○			○	8,800	8,800																通学用自費については2昨年度まで実績に記載はあったが、実際には支給されていなかった。今回実績を見直し、支給されていなかった分で実績からも削除した。
三重県	東員町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	72,495																								○					○	15,000		市単ごと、各子に支給
三重県	菰野町	○						○	23,190			○						○	63,000													○	○	63,614										○	○	8,906										○					○	14,000			
三重県	朝日町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	63,274										○	○	8,800										○	○	12,592							
三重県	川越町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,000	49,055					○			○	10,000	8,800					○				○			○	15,000	13,630				【学校給食費】ミルク給食分（全員対象：4,588円）＋デリバリー給食分（利用者のみ対象：平均年31,104円）
三重県	多気町	○						○	※		1年：22,764円 2,3年：24,618円	○						○	63,000													○	○	67,381																														
三重県	明和町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	70,000																								○			○	15,000		1～2学期につき年間7L 650	
三重県	大台町	○						○	22,740			○						○	60,980													○	○	47,447																														給食費については、実績がありがない。 給食費については、令和４年度より学校給食無償化となり、保護者負担額が０円になったため、今回の調査の支給平均額は０円としております。
三重県	玉城町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	52,484																														
三重県	度会町	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000															○			○	60,910	60,910																	○			○	14,000	14,000					
三重県	大紀町	○	○	22,730							令和7年度予算計上	○	○	63,000							令和7年度予算計上										令和7年度予算計上	○	○	28,000							令和7年度予算計上																	○	○	7,000						令和7年度予算計上		
三重県	南伊勢町	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000															○			○	60,910	54,773																										

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
30	30	30	1	1	8	8	8	21	21	0	7	30	1	1	5	5	5	24	24	0	1
三重県	紀北町	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000				
三重県	御浜町	○			○	25,000	25,000				25,000、53：36	○			○	63,000	63,000				
三重県	紀宝町	○			○	22,730	21,528					○						○	63,000		
三重県		○						○	※		1年：22,760円 2,3年：25,810円	○						○	63,000		

都道府県	市区町村名	遠学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項
30	30	8	7	7	1	1	1	1	1	0	2	30	21	21	9	9	9	0	0	0	1	5	2	2	3	3	3	0	0	0	0	8	2	2	3	3	3	3	0	4	7
三重県	紀北町											○			○	60,910	56,671																								
三重県	御浜町											○			○	60,000	60,000																								
三重県	紀宝町											○	○	76,102																										
三重県												○	○	72,650																										

（2）補足事項

都道府県	市区町村名	6．その他
		就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
30	30	2
三重県	津市	
三重県	四日市市	
三重県	伊勢市	
三重県	松阪市	
三重県	桑名市	
三重県	鈴鹿市	
三重県	名張市	
三重県	尾鷲市	
三重県	亀山市	
三重県	鳥羽市	
三重県	熊野市	
三重県	いなべ市	
三重県	志摩市	生活保護基準額の見直しと、その基準額における母数の見直しを検討している。

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
30	30	2
三重県	伊賀市	
三重県	木曽岬町	教材代について、実費とするのではなく金額を設定して欲しい。実費とすると教育委員会だけではなく小中学校にとっても事務的な負担になる。
三重県	東員町	
三重県	菰野町	
三重県	朝日町	
三重県	川越町	
三重県	多気町	
三重県	明和町	
三重県	大台町	
三重県	玉城町	
三重県	度会町	
三重県	大紀町	
三重県	南伊勢町	

都道府県	市区町村名	6．その他
		就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
30	30	2
三重県	紀北町	
三重県	御浜町	
三重県	紀宝町	
三重県	市町村名等が空欄	